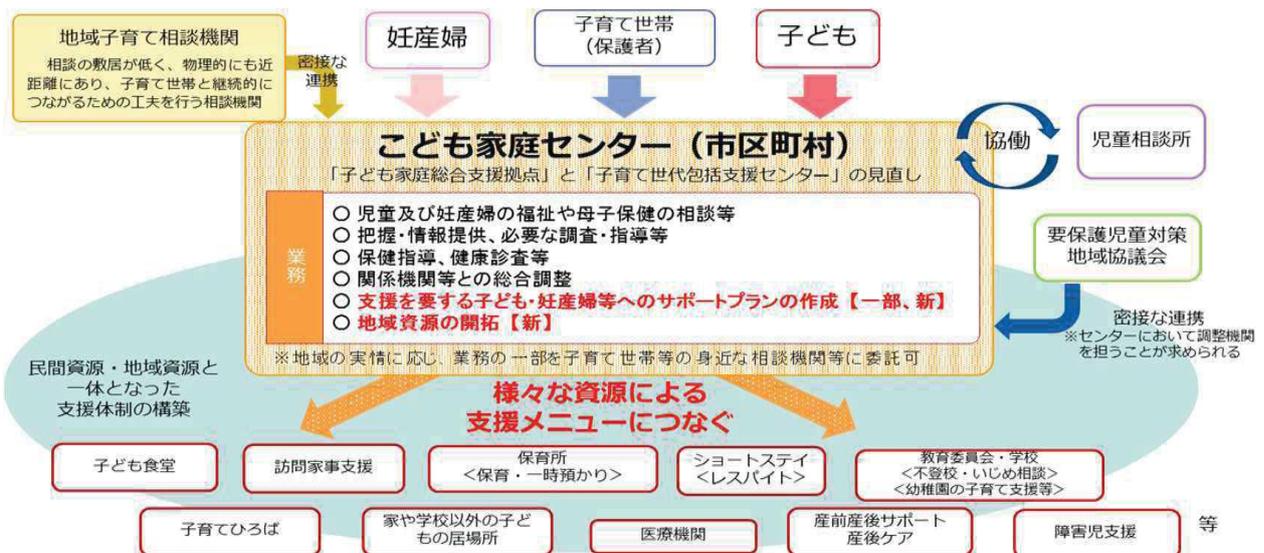


## こども家庭センターについて

### 1 こども家庭庁による位置づけ

令和4年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、従前の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を維持しつつ、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとされました。

【こども家庭庁資料抜粋】



### 2 こども家庭庁が示す内容

従前の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能に加えて、両機能の一体的運営、サポートプランを活用した継続的支援の充実、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓などを進めることとされています。

### 3 本市の方向性

本市では、従前より母子保健と児童福祉の連携はある程度進んでいるとともに、令和5年2月のたからっ子総合相談センター「あのね」の開設と同時に、保健、福祉、教育の各関係部署が必要に応じて情報共有する共通システムを導入しています。

これらを踏まえて、令和6年4月からたからっ子総合相談センター所長を本市におけるこども家庭センターの長として専任で配置するなどの所要の措置を行い、本市におけるこども家庭センターを設置したところです。

今後は、国で示されている両機能の一体的運営、サポートプランを活用した継続的支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓などをさらに充実させていくよう協議検討を進めます。